

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【公開番号】特開2012-49877(P2012-49877A)

【公開日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2012-010

【出願番号】特願2010-190884(P2010-190884)

【国際特許分類】

H 04 W 48/16 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 403

H 04 Q 7/00 404

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月21日(2013.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基地局装置との間で無線通信される信号を送受信する無線送受信部と、

前記無線送受信部で受信した受信信号の受信強度が基準値以上であるか否かを判断する受信強度判断部と、

前記受信信号の受信品質が基準値以上であるか否かを判断する受信品質判断部と、

基地局装置との間で発生した通信失敗の回数が、所定の閾値を超えたか否かを判断する通信失敗判断部と、

前記受信強度の判断と、前記受信品質の判断と、前記通信失敗の回数が所定の閾値を超えたか否かの判断とに基づき、基地局選択の優先順位を設定する基地局選択部とを備える無線移動局装置。

【請求項2】

基地局装置との間で無線通信される信号を送受信する無線送受信部と、

前記無線送受信部で受信した受信信号の受信強度が基準値以上であるか否かを判断する受信強度判断部と、

前記受信信号の受信品質が基準値以上であるか否かを判断する受信品質判断部と、

基地局装置との間で発生した通信失敗の回数が、所定の閾値を超えたか否かを判断する通信失敗判断部と、

前記受信強度及び前記受信品質が基準値以上である複数の基地局装置が存在する場合に、前記複数の基地局装置の内、前記通信失敗の回数が少ない基地局装置と優先的に無線通信を行なうために基地局装置を選択する基地局選択部とを備える無線移動局装置。

【請求項3】

基地局装置との間で無線によって信号を送受信する無線移動局装置であって、

基地局装置との受信強度及び受信品質を予め定められた値と比較判断する第1の判断部と、

基地局装置との間で発生した通信失敗を判断する第2の判断部と、

前記第1の判断部によって受信強度及び受信品質が予め定められた値以上である基地局装置が複数あると判断された場合に、前記複数の基地局装置の内、前記第2の判断部によって通信失敗の回数が少ない基地局装置を無線通信を行なうための基地局装置として優先

的に選択する基地局選択部とを備える無線移動局装置。